

秘密指定解除

公文書監理室

GM:3525

60

※総第 130390号001公館宛 GM3525-03

平成 4年 12月 14日
1時 2分 18秒受付

FAX

電 信 案

大 臣 秘書官 政 務 次 官 事 務 次 官 外務審議官 外務審議官 官 房 長 協議先	主管 アジア局長 書 記 官 北支アジア課長 北支アジア課長 北支アジア課長	※発電係 1 起 案 平成 4年12月 4 日 起案者 電話番号 菊池 2415
	同課長 T 法務課 T 木こ	

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在 韓 国	大 使 総領事 あて	外務大臣 発
件 名 在韓被爆者支援拠出金 (取り込み振り)		
主管・文書記号 P-1c	※電番 第2093号	大至急 至急 普通 (優先処理)
伝電 転送 在 転報	※転電番号 大 使・総領事あて	大至急 至急 普通 (優先処理)
(八〇字)		
※		
13039033 優先	KANKOKU	F電

GB-1

外 務 省

回覧番号

(※印欄内は電信課記入)

(昭和六三・六・三十改正)

貴電第3504号、第4139号及び往電第937号に関し、

1. 冒頭貴電4139号における韓国政府の被爆者対策にかかる全体計画・実施体制、韓国側財政措置、平成3年度分の拠出金の使用状況についての韓国側の回答を踏まえ検討したところ、^そ右の問題点は以下の通り。

(1) 韓国側回答においては、拠出金使用のガイドラインにおける使用目的以外に、被爆者個人に対する診療補助金の支給、原爆被害専門診療所の増築、葬祭費、基金管理財団の管理運営費としての拠出金の使用が計画されているところ、右計画はガイドラインの見直しにつながるものであり、受け入れることには困難がある。

特に、被爆者個人に対する診療補助金の支給については、本件拠出金は、いわゆる補償ではなく、あくまで人道的観点から行うものであるところ、個人に対する現金の支給は、あたかも法的根拠に基づき個人に対して補償を行ったかの印象与えかねず出来れば避けた方が良く、更に、本件拠出金はODAとしてカウントされており、ODAの枠組みにおいて個人に現金を支給することは不適當である。

又、韓国側の計画にあるように、上記診療補助金を、拠出金自体ではなく、拠出金の利息に求めるとしても、利息を拠出金とは別の枠組みとして捉えることは困難である。本件は、そもそも、使い切りの拠出金であり、運用益については想定しておらず、また、計画本体自体の実施が遅れている状況では、右の利息を、拠出金の枠組みの外で使用することは受け入れられない。

(2) 健康福祉センターについては、当初の全体計画からの変更部分がある上、韓国側予算措置も不十分である。

本センターは、当初、ソウル、陝川、釜山、慶北、湖南、畿湖、馬山の7箇所を予定していたが、現在は陝川のみしか具体化しておらず、

(右に対する予算措置も、全く不十分)、他の予定地は事実上白紙状態と言わざるを得ないところ、陝川以外の当初予定地(右が困難であればその代替地)についても早急に計画を具体化し、用地の取得を進めることが必要である。

我が方としては、本センターの建設費は本件拠出金の使用内訳において50%以上を占めるものであり、本センターの建設に対し大きな関心

を有している。また、本センターの建設の遅延は、更に多くの拠出金の利息を生む結果となり、ガイドラインに基づく本件拠出金の適正な使用に対し、我が方が、懸念を抱くことにもなりかねない。

2. しかしながら、他方において、本年度分23億円の拠出については、我が方が拠出時期と問題点の解決をリンクさせることにより、韓国側が何らの主張を取り下げるとは限らず、また、我が方として意図表明した総額40億円の残りの23億円は、いずれにせよ、本年度中に拠出する必要がある、更に、これ以上拠出が遅れることは、その原因等に関しプレスの関心を呼ぶ結果となること等に鑑み、23億円は可及的速やかに拠出して、先ずプログラム実施の責任を韓国側に負わせた上で、韓国側が提起した問題点の解決に取り組むことが適当と考えられる。

については、上記1.の問題点あるも、右を取り敢えずペンディングした上で、現行ガイドラインの下、往電937号別FAX信に基づき日本側口上書及び貴使発大韓赤十字社総裁宛の「書簡」を作成し、貴電第3504号に基づく韓国側口上書及び往電937号別FAX信の大韓赤十字社総裁発貴使宛の「書簡」（ガイドラインを含む）と交換した上で、日本側口上書及び「書簡」の写し並びに韓国側口上書及び「書簡」の原本を送付ありたい。

尚、韓国側が提起した問題点に対する、我が方の立場については、上記1.のラインにて適宜説明おきありたい。

(了)